

## 船舶事故調査報告書

平成27年6月25日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	火災
発生日時	平成27年1月13日 17時05分ごろ
発生場所	秋田県秋田船川港秋田区向 <sup>むかい</sup> 浜12m岸壁 秋田旧南防波堤灯台から真方位110° 1,100m付近 （概位 北緯39°45.44′ 東経140°03.04′）
事故調査の経過	平成27年1月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 シテカ CITECA（カンボジア王国籍）、4,999トン 8320638（IMO番号）、CITECA SHIPPING CORP. 104.79m×18.00m×8.60m、鋼 ディーゼル機関2基、3,000kW（合計）、1984年（建造年）
乗組員等に関する情報	船長（ロシア連邦籍） 男性 55歳 締約国資格受有者承認証 船長（カンボジア王国発給） 交付年月日 2013年10月4日 （2016年10月25日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船倉内塗装に焼損、ハッチカバーに曲損等
事故の経過	<p>本船は、船長ほか13人が乗り組み、ロシア連邦プラスタン港において、ベニヤ約4,242m<sup>3</sup>を積載し、平成27年1月10日秋田船川港へ向けて出港した。</p> <p>本船は、12日午後秋田船川港沖に着いて錨泊し、13日14時25分ごろに同港秋田区の向浜12m岸壁に右舷着けした後、税関職員が、船倉後方の油圧室に入り、油圧室と船倉との間の扉を開け、照明器具を使用して油圧室から目視による船倉内の検査を行ったが、炎、煙及び焼けた臭いを認めなかった。</p> <p>舷門当直員は、17時05分ごろ、9番ハッチカバーと10番ハッチカバーとの間からの発煙を発見した。</p> <p>舷門当直員は、現場を確認する目的で煙が発生している場所まで行き、発煙を確認してトランシーバで一等航海士に報告した。</p> <p>一等航海士は、直ちに船長へ報告し、船長は、船舶代理店へ事態を伝えるとともに消防部署を発令し、船舶代理店から地元の消防署へ通</p>

報した。

本船は、消火ポンプの運転及び船倉への通風遮断を行った後、固定式炭酸ガス消火装置を使用して船倉内に炭酸ガスを放出したが鎮火せず、放水を続けながら燃焼しているベニヤの陸揚げを行い、1月22日鎮火が確認された。

本船は、船倉に残っている貨物を全て陸揚げ後、平成27年2月12日修理地であるロシア連邦ウラジオストックへ向けて出航した。  
(写真1、写真2参照)



写真1 全景及び火災状況

写真2 火災状況

気象・海象

気象：天気 曇り、風向 西、風速 約4～5m/s、視界 良好  
海象：海上 平穏

その他の事項

本船は、船倉が1個で、船首側から順に番号が付けられたハッチカバーが船首尾方向に13枚置かれており、ハッチカバーとハッチカバーとの間に、隙間カバーが置かれ、上部から船倉に物が落ちないようにしていた。(図1参照)

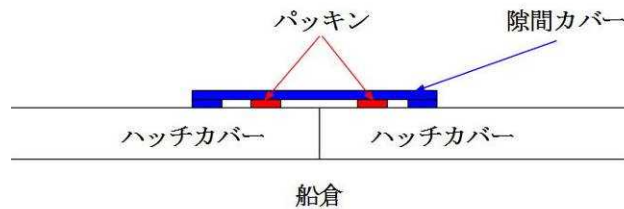


図1 ハッチカバー及び隙間カバーの設置状況

本船の船倉は、左舷側壁に設けた床面からの高さが約5mの凹みに照明及び炭酸ガス放出口が設けられ、保護用の格子が取り付けられており、また、照明用電線が上甲板通路に設けられていた。(写真3参照)

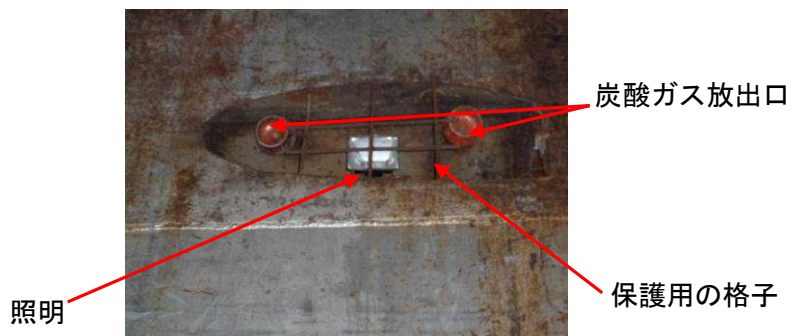


写真3 照明及び炭酸ガス放出口

	<p>本船では、ロシア連邦プラスタン港での積荷作業を開始した後、荷役作業員以外、誰も船倉に入っておらず、また、積荷終了後、船倉の扉が全て閉鎖されており、同港を出航した後、火災が発見されるまで、誰も船倉に入っていなかった。</p> <p>本船は、プラスタン港での積荷作業中、乗組員が、荷役の状況、荷役作業員、天候等の定期的な監視を行っていた。</p> <p>本船は、火災が発見された当時、荷役は行われておらず、ハッチカバーは閉鎖され、船倉用照明は消灯された状態であった。</p> <p>本船は、9番及び10番ハッチカバー付近の船倉の左舷寄りが最も激しく焼損しており、船首側は焼損していなかった。</p> <p>本船では、鎮火後、船倉に残った貨物を陸揚げ中、1番～4番ハッチカバー付近の焼損していない貨物と貨物の間及び船倉の床から、タバコの吸い殻合計7本及びマッチ箱が発見された。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、秋田船川港秋田区に着岸中、船倉に積載された貨物から出火したことから、周囲の貨物に燃え広がったことにより発生したものと考えられる。</p> <p>本船は、鎮火後の貨物陸揚げ中に、タバコの吸い殻及びマッチ箱が船倉内から発見されており、積荷作業を開始した後、荷役作業員以外、誰も船倉に入っておらず、また、積地を出航後、船倉に入った乗組員がおらず、更にハッチカバーとハッチカバーとの間から物が落下しないようになっていることから、積荷作業中、荷役作業員が船倉内で喫煙して火が消えていない吸い殻等を放置し、貨物であるベニヤに着火して燃え広がった可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、秋田船川港秋田区に着岸中、船倉に積載された貨物から出火したため、周囲の貨物に燃え広がったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗組員は、乗組員以外の作業員が乗り込んで作業を行う際は、作業員に作業開始前に、作業中は喫煙しないよう指導するとともに、作業員の喫煙に十分に注意すること。</li> </ul>